

第15回 豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会会議録

署名者

豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会会長

第15回 豊橋市情報公開・個人情報保護制度運営審議会会議録

- 1 開催日時
平成29年12月21日（木） 午後3時00分から午後4時00分まで
- 2 開催場所
東B11会議室（東館地下1階）
- 3 出席した委員
会長 佐野真一郎委員、安井洋二委員、天野明彦委員
- 4 庶務を行うため出席した職員
行政課長 朽名栄治、行政課課長補佐 野中知加子、行政課専任主査 石田哲久
行政課主査 澤田直希、行政課情報公開グループ 河合優佑、同 鳥山万実
- 5 説明を行うため出席した職員
医療情報課長 林英樹、医療情報課主査 原瀬正敏
- 6 会議に付した事項
○個人情報の例外的取扱いについて
諮問第19号「電子計算機の結合による個人情報の提供について」（地域医療連携ネットワークシステム）
 - ・事務局概要説明
 - ・実施機関意見陳述
 - ・審議○個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法改正に伴う今後の対応について（報告）
 - ・事務局概要説明
- 7 議事概要
別紙のとおり

別紙 議事概要

1 運営審議会運営事項等について

- (1) 会議録の公開について
公開とする。

2 諮問第19号について

「電子計算機の結合による個人情報の提供について」（地域医療連携ネットワークシステム）

- (1) 事務局概要説明
(2) 実施機関の説明
- ・地域医療連携ネットワークシステムの事業概要
 - ・診療所への診療情報の提供について（提供の必要性、提供する情報の内容、提供の方法、提供の効果、個人情報の管理方法及び事務の流れ）
- (3) 質疑応答

委員	退院した患者の情報は紹介元の診療所に伝わるのか。
実施機関	紹介元の診療所に戻るということを確認しており、診療所には患者が戻る旨を伝えることとなっている。
委員	公開する情報の範囲はどこまでか。また、患者から細かく要望があった場合はどうするのか。
実施機関	公開する情報については、今後、医師会と調整し決定する予定である。また、各患者との対応については、情報提供の同意の際に公開の範囲を調整する。
委員	情報の提供について、診療所の申請に対して許可できない場合はあるのか。
実施機関	基本的にはない。
委員	診療所のソフトウェアのインストールは誰が行うのか。
実施機関	各診療所で行ってもらう予定である。

委員	システム上脆弱性はないと思うが、閲覧場所や閲覧権者を限定するなど診療所のセキュリティをしっかりと求めていくような工夫が必要である。
実施機関	そのような点については勉強会等を行い、啓蒙等を行っていきたい。

(4) 審議

- ・ 地域医療連携ネットワークシステムを介した診療情報の提供について、問題はないと認めるが、実施機関は当該医療機関に対し、人的要因による個人情報の漏えいが発生しないよう必要な措置を講ずることを申し添える。

(以上、異議なし)

3 個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法改正に伴う今後の対応について（報告）

(1) 事務局概要説明

(2) 委員発言要旨

- ・ 今後は、審議会にて議論を交わしていくこととしたい。